

○立命館中学校・高等学校授業料減免規程

2003年7月9日

規程第557号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館中学校・高等学校（以下、「本校」という。）における授業料減免制度（以下、「本制度」という。）について必要な事項を定める。ただし、京都府私立高等学校あんしん修学支援事業に基づく学費減免は、京都府私立高等学校あんしん修学支援事業に基づく学費減免規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 本制度は、本校に在籍する生徒で、入学後の家庭状況の急変による経済的困窮のために修学の熱意があるにもかかわらず就学が極めて困難となった者に対し、学園の援助による授業料の減免を行い、学業を継続させることを目的とする。

(減免総額)

第3条 授業料減免総額は、本校が毎年予算に定める金額の範囲内とする。

(減免金額)

第4条 授業料減免の金額は、生徒一人につき当該年度の授業料の半額を上限とする。

(減免の方法)

第5条 授業料減免は、本学在学中をとおして1回とする。ただし、2回以上減免を行う場合には、事前に一貫教育委員会の承認を得なければならない。

(出願資格)

第6条 授業料減免の対象となる生徒は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 家庭状況の急激な変化による経済的困窮のため、学業を継続できない者
- (2) 高い学習意欲を有し、生活態度が良好である者
- (3) 本校に原則として1年以上在籍している者
- (4) 原則として公的奨学金を受給している者、または出願している者

(出願手続)

第7条 授業料減免を希望する生徒は、所定の願書に必要事項を記入し、保証人が署名・捺印のうえ、本校校長に期日までに提出するものとする。

(授業料減免委員会)

第8条 授業料減免委員会（以下、「委員会」という。）を本校に置く。

2 委員会は、出願者の人物、学業、成績および家庭の状況等を審査のうえ、授業料を減免

する生徒（以下、「減免生徒」という。）を決定する。

3 委員会は、副校長、教頭、教務部長、生活指導部長、各学年主任、事務長および校長が指名する者をもって構成し、委員長は副校長がこれに当る。

（減免の取消）

第9条 減免生徒が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免の取り消しを行い、必要に応じて減免額の全額または一部の返還を求めることができる。

- (1) 傷痍傷病などのために就学の継続が不可能なとき。
- (2) 学業成績または生活態度が不良となったとき。
- (3) 懲戒処分を受けたとき。
- (4) 虚偽の申請または不正な方法により減免の取り扱いを受けていたとき。
- (5) その他減免生徒として適当でないと認められたとき。

（返還）

第10条 前条により授業料減免を取り消され、減免額の全部または一部の返還を求められた者は、その返還を求められた日から起算して1ヶ月以内に返還しなければならない。

（細則）

第11条 この規程に定めるもののほか、運用に必要な事項は、別に細則を定める。

第12条 削除

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2003年7月9日から施行し、2003年4月1日から適用する。

なお、本規程制定に伴い「立命館中学・高等学校授業料減免規程」は廃止する。

附 則（2008年3月12日 組織改革に伴う一部改正）

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則（2008年10月15日事務分掌の規定方法の変更に伴う一部改正）

この規程は、2008年10月15日から施行する。

附 則（2010年10月27日京都府私立高等学校あんしん修学支援事業の実施に伴う一部改正）

この規程は、2010年10月27日から施行し、2010年度在籍者から適用する。